

1 関係法令

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	家畜の伝染性疾病的発生予防、家畜伝染病のまん延防止、輸出入検疫等により、畜産の振興を図る。
狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生予防、まん延防止及び撲滅により、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法) (平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生予防及びまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。
家畜保健衛生所法 (昭和25年法律第12号)	家畜の伝染病の予防、家畜の保健 衛生上必要な試験・検査等に関する事務を行うことにより、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資する。
牛海綿状脳症対策特別措置法 (平成14年法律第70号)	BSEの発生予防及びまん延防止のための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図る。

2 家畜伝染病（法定伝染病）一覧

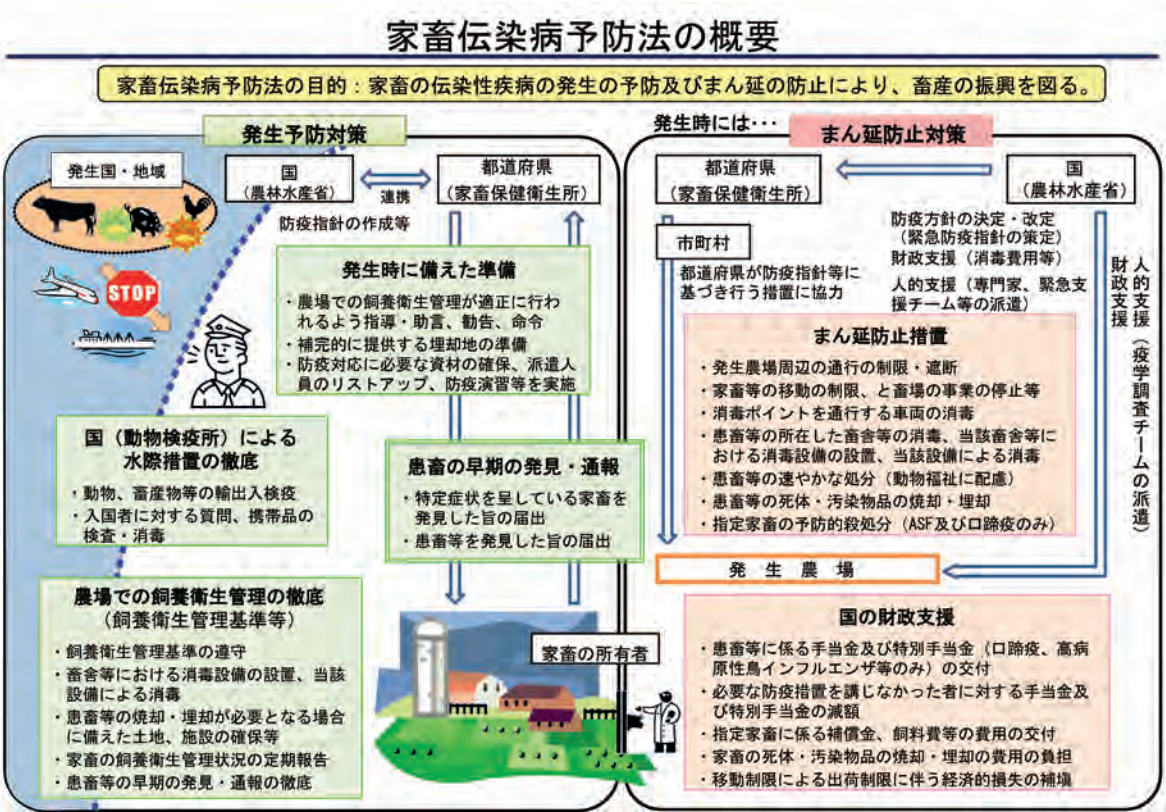
家畜伝染病の種類	畜種	
	法第2条 ^(注1)	施行令第1条 ^(注2)
牛疫	牛、めん羊、山羊、豚	水牛、鹿、いのしし
牛肺疫	牛	水牛、鹿
口蹄疫	牛、めん羊、山羊、豚	水牛、鹿、いのしし
流行性脳炎	牛、馬、めん羊、山羊、豚	水牛、鹿、いのしし
狂犬病	牛、馬、めん羊、山羊、豚	水牛、鹿、いのしし
水疱性口内炎	牛、馬、豚	水牛、鹿、いのしし
リフトバレー熱	牛、めん羊、山羊	水牛、鹿
炭疽	牛、馬、めん羊、山羊、豚	水牛、鹿、いのしし
出血性敗血症	牛、めん羊、山羊、豚	水牛、鹿、いのしし
ブルセラ症	牛、めん羊、山羊、豚	水牛、鹿、いのしし
結核	牛、山羊	水牛、鹿
ヨーネ病	牛、めん羊、山羊	水牛、鹿
ピロプラズマ症 (省令で定める病原体に限る) ^(注3)	牛、馬	水牛、鹿
アナプラズマ症 (省令で定める病原体に限る) ^(注3)	牛	水牛、鹿
伝達性海綿状脳症	牛、めん羊、山羊	水牛、鹿
鼻疽	馬	
馬伝染性貧血	馬	
アフリカ馬疫	馬	
小反芻獣疫	めん羊、山羊	鹿
豚熱	豚	いのしし
アフリカ豚熱	豚	いのしし
豚水疱病	豚	いのしし
家きんコレラ	鶏、あひる、うずら	七面鳥
高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら	きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
低病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら	きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
ニューカッスル病(病原性が高いもので省令で定めるものに限る)	鶏、あひる、うずら	七面鳥
家きんサルモネラ症(省令で定める病原体に限る) ^(注3)	鶏、あひる、うずら	七面鳥
腐蛆病	蜜蜂	

(注1) 家畜伝染病予防法第2条で定める家畜の種類

(注2) 家畜伝染病予防法施行令第1条で定める家畜の種類

(注3) 家畜伝染病予防法施行規則第1条で定める病原体であるものに限る

ピロプラズマ症	バベシア・ビゲミナ、バベシア・ボービス、バベシア・カバリ、タイレリア・パルバ、タイレリア・アヌラタ、タイレリア・エクイ
アナプラズマ症	アナプラズマ・マージナーレ
家きんサルモネラ症	サルモネラ・エンテリカ(血清型がガリナルムで、生物型がプロローラム又はガリナルム



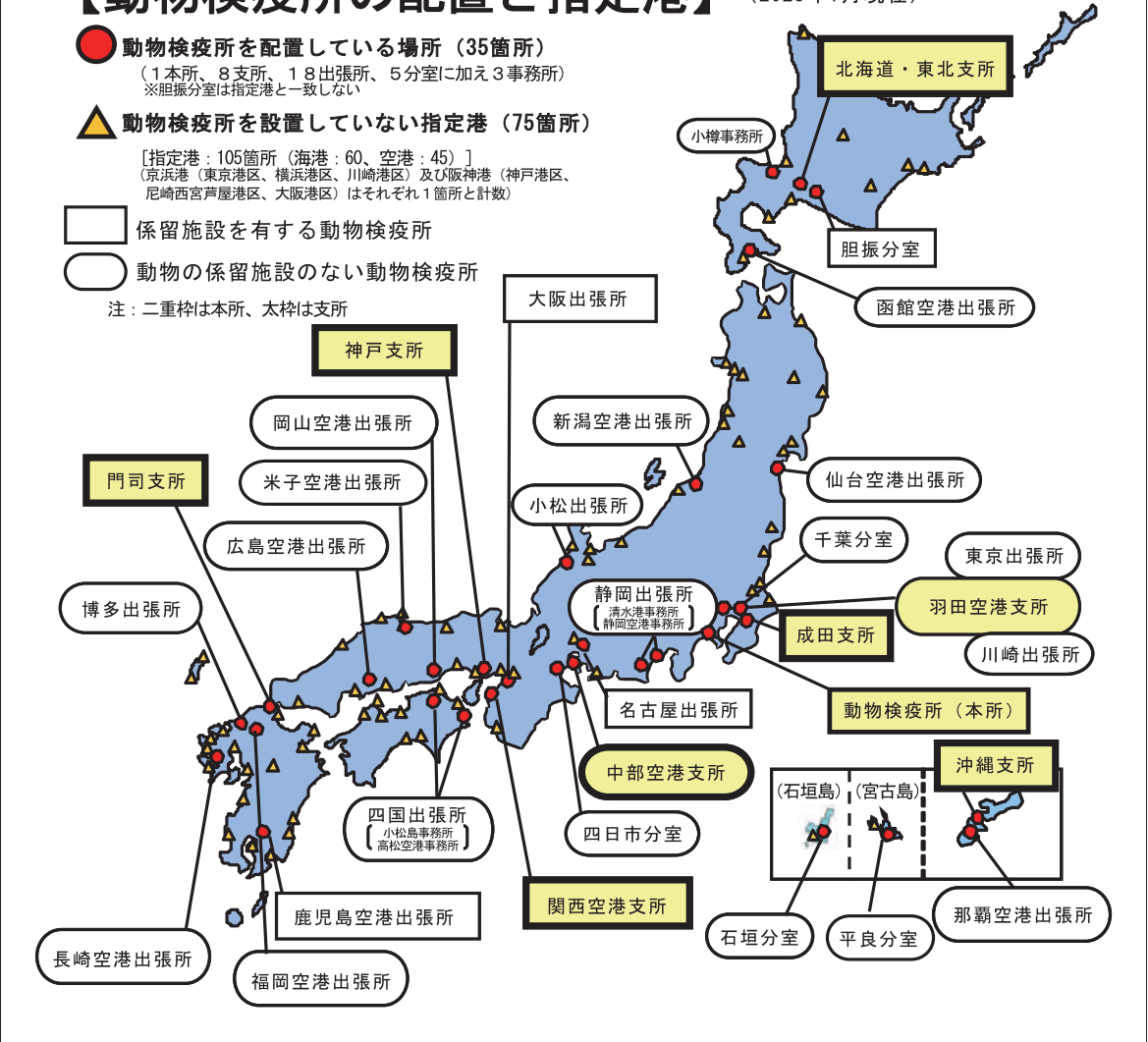
3 届出伝染病一覧

届出伝染病の種類	家畜の種類 ^(注)
ブルータング	牛、水牛、めん羊、山羊、鹿
アカバネ病	牛、水牛、めん羊、山羊
悪性カタル熱	牛、水牛、めん羊、鹿
チュウザン病	牛、水牛、山羊
ランピースキン病	牛、水牛
牛ウイルス性下痢	牛、水牛
牛伝染性鼻気管炎	牛、水牛
牛伝染性リンパ腫	牛、水牛
アイノウイルス感染症	牛、水牛
イバラキ病	牛、水牛
牛丘疹性口内炎	牛、水牛
牛流行熱	牛、水牛
類鼻疽	牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし
破傷風	牛、水牛、鹿、馬
気腫疽	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし
レプトスピラ症	牛、水牛、鹿、豚、いのしし、犬
サルモネラ症	牛、水牛、鹿、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、七面鳥
牛カンピロバクター症	牛、水牛
トリパノソーマ症	牛、水牛、馬
トリコモナス症	牛、水牛
ネオスポラ症	牛、水牛
牛バエ幼虫症	牛、水牛
ニパウイルス感染症	馬、豚、いのしし
馬インフルエンザ	馬
馬ウイルス性動脈炎	馬
馬鼻肺炎	馬
ヘンドラウイルス感染症	馬
馬痘	馬
野兔病	馬、めん羊、豚、いのしし、うさぎ
馬伝染性子宮炎	馬
馬パラチフス	馬
仮性皮疽	馬
伝染性膿疱性皮膚炎	めん羊、山羊、鹿
ナイロビ羊病	めん羊、山羊
羊痘	めん羊
マエディ・ビスナ	めん羊

伝染性無乳症	めん羊、山羊
流行性羊流産	めん羊
トキソプラズマ症	めん羊、山羊、豚、いのしし
疥癬	めん羊
山羊痘	山羊
山羊関節炎・脳炎	山羊
山羊伝染性胸膜肺炎	山羊
オーエスキー病	豚、いのしし
伝染性胃腸炎	豚、いのしし
豚テシオウイルス性脳脊髄炎	豚、いのしし
豚繁殖・呼吸障害症候群	豚、いのしし
豚水疱疹	豚、いのしし
豚流行性下痢	豚、いのしし
萎縮性鼻炎	豚、いのしし
豚丹毒	豚、いのしし
豚赤痢	豚、いのしし
鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、七面鳥
低病原性ニューカッスル病	鶏、あひる、うずら、七面鳥
鶏痘	鶏、うずら
マレック病	鶏、うずら
鶏伝染性気管支炎	鶏
鶏伝染性喉頭気管炎	鶏
伝染性ファブリキウス嚢病	鶏
鶏白血病	鶏
鳥結核	鶏、あひる、うずら、七面鳥
鳥マイコプラズマ症	鶏、七面鳥
ロイコチトゾーン症	鶏
あひるウイルス性肝炎	あひる
あひるウイルス性腸炎	あひる
兎出血病	うさぎ
兎粘液腫	うさぎ
バロア症	蜜蜂
チョーク病	蜜蜂
アカリンダニ症	蜜蜂
ノゼマ症	蜜蜂

(注) 家畜伝染病予防法施行規則第2条に定める家畜の種類

- **動物検疫所を配置している場所（35箇所）**
（1本所、8支所、18出張所、5分室に加え3事務所）
※出張分室は指定港と一致しない
- ▲ **動物検疫所を設置していない指定港（75箇所）**
[指定港：105箇所（海港：60、空港：45）]
（京浜港（東京港区、横浜港区、川崎港区）及び阪神港（神戸港区、
尼崎西宮芦屋港区、大阪港区）はそれぞれ1箇所と計数）



48



動物医薬品検査所

動物医薬品検査所は、動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品が有効かつ安全であり、その役割を確実に果たしうることを確認するため、開発、製造（輸入）、販売及び使用の各段階にわたり、その品質確保等を図るための審査・検査・調査・指導を行っています。



国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門

動物衛生研究部門は、動物疾病の予防、診断及び治療に関して基礎から応用まで幅広い研究を行なっているほか、国内唯一の動物疾病の専門研究機関として、家畜伝染病の確定検査、診断液などの動物用生物学的製剤の製造と配布等を実施しています。



参考ウェブサイト

農林水産省 消費・安全局 家畜の病気を防ぐために
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/index.html



農林水産省 動物検疫所
<https://www.maff.go.jp/aqs/index.html>



農林水産省 動物用医薬品検査所
<https://www.maff.go.jp/nval/>



国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
 動物衛生研究部門
<https://www.naro.go.jp/laboratory/niah/>



写真提供：農林水産省 動物検疫所



撮影地：熊本県農業研究センター草地畜産研究所
撮影者：野崎 由美

表紙写真
撮影地：熊本県農業研究センター草地畜産研究所
撮影者：野崎 由美

令和5年度家畜伝染性疾病サーベイランス年報

令和7年2月18日 発行

発行農林水産省消費・安全局動物衛生課
編集国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門
デザイン・印刷株式会社総北海